

こうした中、市場部門において、再度の照会を行わないまま、予定期間経過後に、特定有価証券の売買が行われている事例が認められる。

➤ **コンプライアンス統括部門が、職場離脱制度の所管部署である人事部門等に対して、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく取組に係る検証や指導を十分に行っていない等の事例**

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、当該マニュアルにおいて、職場離脱時における点検を厳格に実施するなどの各部署共通の取組課題を定めている。各部署は、当該マニュアルに基づき点検を行うとともに、コンプライアンス統括部門に点検結果を報告し、当該報告を受けた同部門は、取りまとめ及び評価を行い、コンプライアンス委員会に報告することとしている。

こうした中、同部門は、職場離脱制度の所管部署である人事部門に対して、当該マニュアルに基づく取組に係る検証や指導を十分に行っておらず、各部署における職場離脱制度の実施状況を把握していない。

こうしたことから、職場離脱制度については、実施時期が職員の自己申告に基づき決定されているほか、職場離脱期間中に実施している点検の内容も形式的なものとなっているなど、不祥事件の未然防止のための実効性を欠くものとなっている。

②【法令等違反行為への対処】

➤ **コンプライアンス統括部門が、不祥事件について、実効性のある再発防止策を策定できていない等の事例**

【業態等】

主要行等及び外国銀行支店

【検査結果】

コンプライアンス統括部門は、不祥事件が発生した場合には、原因を分析し、再発防止策を策定するとともに、再発防止策の実施状況をモニタリングすることとしている。

また、同部門は、職員が職場離脱中に、営業店長に、机・キャビネット等の点検調査を実施させるとともに、記録簿を作成し、営業店における点検調査結果を厳格に管理させることとしている。

しかしながら、以下のような問題点が認められる。